

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

豊見城市は沖縄県都那覇市の南側に隣接し、総面積 19.19k m²の人口約 6 万 4 千人の自治体である。近年、豊崎地区の埋立事業による住宅整備や都市開発が進み、また、従来から那覇市のベットタウン的な特色もあり人口は増加傾向にあるが、15 歳以上の生産年齢人口率は平成 12 年をピークに減少に転じ、15 歳以上人口に対する労働力率も減少している。

産業構造としては、約 2 千件余りの事業所が存在し、うち第 1 次産業が 0.2%、第 2 次産業 16.4%、第 3 次産業 83.4%を占めている。豊崎地区及び県道 256 号線から西海岸地域では比較的中規模事業所（工場等）が進出しており、既存の中小規模企業は市全体に点在している。大規模商業施設の進出による商業店舗の減少や、土地利用規制等による効率的な企業集積が図りにくいなどの課題がある。また、豊見城市は市街化区域が約 39%しかなく、さらに農振地域が約 6 割（うち農用地区域は約 26%）を占有しているなどの土地利用規制の影響もあり、事業展開の大きな壁となっている。

市内の中小規模企業は従業者数 10 人以下の零細企業が高い割合を占め、資金不足や労働者不足、雇用した若い世代がすぐにやめてしまうなど、経営拡大への足掛かりが見いだせない現状がある。零細企業や家族的経営事業所等は地域密着型経営で生計を立てており、量産化が可能な比較的規模の大きな事業所との製品価格競争は厳しく、売り上げが伸びず廃業に至る事業所もある。

本市は将来約 7 万人規模の自治体を目標値に掲げており、来る超高齢化時代に対応し得るため、活力のあるバランスのとれた街づくりに向けて、広い世代での働く場の確保と、雇用の安定及び多様な働き方を実現させるために、企業誘致と同時に既存の中小企業への支援を最重要課題とし、早急に効率的な産業基盤強化を図る必要がある。

(2) 目標

今後ますます加速する労働力人口減少時代を迎えるにあたり、既存の中小規模企業へ可能な限りの設備投資を行い、より効果的・効率的な事業展開を進めることが必要と考える。現状より少しでも生産性向上を図り、安定した経営の維持、雇用の安定については事業拡大につなげるために、先端設備等の投資を多くの産業に対し積極的に行なってもらいたい。そこで、市としては計画期間で 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

豊見城市は沖縄県の産業構造と同様、第3次産業が圧倒的に多い状況だが、第2次産業の製造業等の集積計画も進めている。また、同時に多くの農業振興地区を抱える本市としては第1次産業も重要な基幹産業となっており、多岐に渡る分野の業種が市の経済を支えている状況と言える。

したがって、多様な産業に対し生産性向上を実現する為の先端設備投資を支援する必要があり、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市是那覇空港や港湾と近接した立地にあり、幹線道路や沖縄自動車道インターチェンジも複数有し、県内中北部へのアクセスも良く、交通条件に関しては優れた立地である。産業拠点の与根西部地区については、平成26年度に市全体が国際物流拠点産業集積地域に指定されたことによる税制優遇措置等を活用し、土地区画整理事業施行者等と連携してインフラ整備を進めており、製造業等の国際物流拠点産業の集積化を図っている。また、同じく産業拠点の豊崎地区については、平成28年度に同地区の臨空観光関連用地の最終分譲が決定し、大型商業施設が立地したが、今後も宿泊施設等の建設が計画されている。これらの地域を含め既存の中小規模企業へも広く生産性向上を実現しうる観点から、本計画の対象区域は市内全域としたい

(2) 対象業種・事業

上記(1)を踏まえ、豊見城市の産業は、農水産業、建設業、製造業、観光振興行、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が豊見城市の経済及び雇用を支えている。生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネルギーの推進など多様である。したがって、本計画において労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる計画であれば幅広い事業及び業種を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

※国が同意した日から2年間（令和5年7月2日～令和7年7月1日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減及び給与や手当の削減等を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。